

画像処理解析ソフトウェア調達契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、（以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおりライセンスの調達について、次の条項により契約を締結する。

品名・数量	品名：画像処理解析ソフトライセンス 数量：5ライセンス
契約金額	¥ (うち消費税及び地方消費税相当額¥)
規 格	「Terra Mapper」デスクトップ版スタンダード
納入期限	令和 元年 9月27日
納入場所	仕様書のとおり

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

【契約保証金を免除しない場合】

第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保証書を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

【契約保証金を免除する場合】

第2条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第 号の規定により免除する。

（納入）

第3条 乙は、納入するために必要なすべての費用を負担するものとする。

2 乙は、納入にあたり、その内容、設定等について、甲が指定する場所で確認を受けるものとする。

3 前項における確認について、不備があったときは、乙は、甲の指示するところにより補正をしなければならない。

(指示)

第4条 乙は、天災その他避けがたい理由により、納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の履行)

第5条 乙は、仕様書に定める要件により納入場所に納入するものとする。

(危険負担)

第6条 契約履行前の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(契約義務の譲渡などの禁止)

第7条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(契約の変更)

第8条 甲は、必要がある場合には乙と協議のうえ、契約内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

(情報セキュリティ対策)

第9条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は別記1「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（損害賠償及び違約金）

- 第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに完納しないときは、遅延日数につき年2.7パーセントの割合で算定した金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、相手方から違約金として契約金額の10分の1を徴収する。また、この場合において、なお損害がある場合は、甲及び乙は、相手方に損害賠償を請求することができる。

（代金の支払）

- 第12条 第5条に定める履行を甲が確認した場合、乙は対価の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、乙が提出する適法な請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内に請求額を支払うものとする。
- 3 前項の支払い期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

（担保責任）

- 第13条 乙は、納入後1年以内に正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、自己の負担で修理または交換するものとする。

（疑義の解決）

- 第14条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則の定めるところによる。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
氏 名 佐賀県農林水産部森林整備課
課 長 一高 吉輝

乙 住 所
氏 名